

別 添 2

【周知】地域医療介護総合確保基金を活用して整備する「簡易陰圧装置」について

地域医療介護総合確保基金で整備する「簡易陰圧装置」について、

- ・ 陰圧室とするために必要なダクトの取付工事がされていなかった事案
 - ・ 単体では陰圧機能がない空気清浄機が購入されていた事案
- など、補助対象外と考えられる事案や、
- ・ 簡易陰圧装置の付属品として差圧計が設置されておらず、陰圧状態となっていることが確認できない事案（陰圧状態を示す、基準が必要との指摘）など、補助の目的を達成するために不十分な事案が散見されました。

上記の事案について、令和3年度までに補助した事業の対応等は未定ですが、令和4年度以降に実施する事業につきましては、補助対象外の事業が含まれていないか、補助の目的に沿った事業内容となっているか等について確認いただきますようよろしくお願いいたします。

※ 上記周知内容については、以下の点を追加で確認しておりますので、併せてご承知おきください。

- ・ ダクト工事は一律に必要ということではない。陰圧機能を有することが説明できれば可。
- ・ 陰圧状態における具体的な数値は設定していない。差圧計等により陰圧状態であることを確認できるようにしておくこと。